

# 古祖派の諸律祖行業記略 (一)

## 長 谷 部 幽 蹤

先に「律門法化の地域的展開」と題して、古祖一門の空間的、横の拡がりに注目し、いささか考察を試みたが、本稿では、縦の時間的方向において、その法燈の承継次第を略述することにする。なお前後の連がりを明確にするため、取挙げる師僧達や記述内容等に、前稿と多少の重複を生ずるは避け難いところがある。その点を予めお断りしておきたい。

### — 古祖および第二世から第三世まで —

古心如馨は、五台、清涼、峨眉等の名山を遊歴した後、萬曆十二年金陵に来至した。この時、江寧府上元県吉祥里古林庵に住した覺明は、師を延いて本庵に住せしめた。当

古祖派の諸律祖行業記略 (一) (長谷部)

時の古林は、屋僅かに三楹、園は方百尺ほどの小庵に過ぎなかつたが、師がこれに住するに及んで百堵一新し、三年にして工竣を告げ、宏敞壯麗なる一大梵刹を成するに至つたとい<sup>(1)</sup>。萬曆四十一年、神宗は該庵に「振古香林」の額を、そして古心には紫の伽黎衣を賜つた。翌四十二年、師は召に応じて五台に赴き、勅建の聖光永明寺に皇壇を開いたが、この時南北の緇素の登壇して戒を享ける者、勝げて計うべからざる程の多数に上つたと伝えられている。上はとくに勅して壇儀を絵かしめ、師に慧雲律師の号を賜うた。師は三壇已るや表して帰を請い、古林の旧居に戻り、萬曆四十三年ここに滅を唱えた。葬後門人達は天隆の玉環山に塔所を設けた。けだし古心の法化は、広く靈谷、棲霞、甘

露、靈隱、天寧<sup>(4)</sup>、雲居、海慧、香餘<sup>(5)</sup>等の諸名刹に及び、南北の道場に会を樹つること三十余と伝えられている。たゞそこには何れも説戒を行うため短期間滯在しただけで、主住の地は南京の古林庵であった。よつて此処が古祖一流律学の濫觴をなし、久しく祖庭として中心的位置を占めたのである。

次の古祖派第二世の代に至つて、蓮宗相が金陵の極樂庵に住し、古林には隱微理公が繼席した。三義、香水の所在は詳らかにしないが、南京の周辺にあつた小庵であつたとみられるのであり、蘊空馨、大圓曇住後における繼嗣についても記を欠いている<sup>(6)</sup>。

古林に隣接した吉祥寺は古刹として知られ、ここには中堂正が晋住した。なお該寺は太平天国の乱に毀たれ廃絶した。金陵寶華には三昧光が開法して以後、律寺として盛名を謳われた。江寧の東南、東北方面では、臨濟兼宗の漢月藏が蘇州虞山三峰を本拠として禪律を広め、茂林祇も同じ蘇州の報國に拠り<sup>(7)</sup>、金剛福は廣陵に出でて福田に化を挙げ<sup>(8)</sup>、北方では北京愍忠寺に大會海が、山西五台永名には澄芳清が戒法を説き、ここに滅を唱えた<sup>(9)</sup>。このように古祖下二世

についてはその化は未だ江蘇、山西、河北の局部に及んだに過ぎない。

しかし、『律宗燈譜』(以下燈譜と略称)に古祖下に列次されていない二師が浙江、雲南に法縁を結んだ例が知られている。即ち昭慶寺闡法の大德承芳は、當時古心如馨と弟昆として比肩されるほどの位置を占めていた人であるが、

萬曆中昭慶寺に來至した古心に対し弟子の礼を執つて戒を求め、三壇戒を円かにしたとつたえられており<sup>(10)</sup>、雞足山大覺寺に律堂を創し、数千人に上る律徒を擁した和稚眞利も古心に受戒したとされており<sup>(11)</sup>、古祖の律門南伝の契機を為した。

古祖下第三世として燈譜には、僅かに七師の名を録するのみである。大會の嗣大空滿、玉光壽が、順天府大興県内の愍忠、廣濟両寺に分灯しているが、大會自身は元より古祖一門ではなく、性滿が曾つて大會の会下にあり、兼ねて古心に戒を受けたこと、そして後に愍忠寺に古祖派の化が及び、これに帰属したことなどから、律の宗統編成時に大會が古祖下に編入された形になつたと考えられる<sup>(12)</sup>。

無學幻は楚湘方面湖南の地に化導をなし、永州府紫荆に

開戒した。香雪戒潤は授戒の制に関して同学の讀體と見解を異にし、出でて晉陵天寧に化を開いた。漢土に晉陵の名を以て知られるもの凡そ四所を数えるが、ここにいう晉陵は江蘇省内のそれを指すものとみられる。戒潤は順治の間、常州府武進県の天寧寺に來化したと伝えられ、嗣數人あつて住持の事に任じ、一時は律寺に改められたが、後紀蔭がここに秉拂して臨濟法派に復したことが知られる。戒潤は天寧に入寂し寺東に建塔がなされ、屋三楹から成る香祖塔院ありとは志にいうところである。<sup>(13)</sup>

五台永明寺澄芳遠清の嗣圓性壽は、徽州府黃山朱砂峰下の慈光寺に住して戒法を伝えた。黃山は曾つて見月體が山中に入つて貝葉庵に隠栖したといい、また師の遠清が徽州歙県の出身であるといつた地縁を有するところから、性壽以後この一門の化が定着するに至つた。

印含性璞（一五六九—一六四六）は、古心が孔門における

る曾子に擬えて注目し、「吾道其在璞乎」と嘆称したほど の逸材であった。師は崇禎十年古林に順化した隱微理公の胞弟であつたが、古祖下では最年少で、法の上では隱微と師資の間柄にあつたにより、世数は一代下り第三世に列せ

られている。崇禎十年に勅召されて紫を賜うたといわれて いるが、燈譜はその寂年を崇禎十三年としている。ところが『勅賜鳳山古林律寺同戒錄』には、先啓の後を承け、四衆心を戒に帰し、法雷大いに振うといい、清室興起の後、<sup>(14)</sup> 師は世祖に召されて京に入り紫を賜うたと記されている。若し燈譜のいうところが真であるとすれば、順治帝との関わりは考えられないが、『新續高僧傳』（以下新續と略記）は世祖が詔して京師に入らしめ、參時手要妙を訪い、紫を賜うて帰山せしめたとし、兩朝に際遇し恩礼加うるありと記している。録・傳二書の成立は燈譜より後れるが、燈譜はもともと古祖一門のうち、北京の律の法燈を敍するのが主眼であったから、祖庭とはいえ古林の伝灯の既述に疎で誤脱が存したこともあり得たであろう。今はしばらく新續により師の寂年を順治三年とし、崇禎・順治両帝に愛顧されたのを事實と認めたい。

印含の法兄に覺緣諄、淵源泉があるが、覺緣は蘊空罄が退隱の後、代つて古林に説戒し、印含の寂後に古林の法席を董し、藏林を維那に除し、次いで之に闍黎を命じたとされており、さらにその後を源泉が承け、古林を主持したも

のようである。<sup>(15)</sup>

古祖下第三世については、有録無録を含め全体で二十六人に上る律祖の名が収載されており、前代に化導の及んだ地域に加え、湖北、安徽、江西、福建等にまで化を拡げた形跡が認められる。他に該当する個所は明らかでないが、洞然耀は出でて中州龍潭に律化を開き、四宏願は三昧光に寶華に祝髮受具し、漢月藏に就いて禪法を学して嗣法の列に加えられており、焦山別峰に住した。願雲戒顯（一六一〇—一六七二）も寶華に三昧光を礼して祝髮受具した人で、

○一六七二）も寶華に三昧光を礼して祝髮受具した人で、密雲、雪嶺に参じ、次いで漢月下の具徳弘禮に嗣法した。師は南康雲居、黃梅四祖等法幢を樹つること六会、道望大いに著れ、具徳の後を承けて徑山を主り、また靈隱に繼席した。<sup>(17)</sup>

支浮戒岳（一五九四—？）は萬曆四十四年、廬山東林寺に三昧に具足戒を受けられ、次いで五乳峰に至つて憨山清に謁し、華嚴の旨に参じた。天啓元年再び三昧に従つて南嶽に上り、雜潭蘭若に住したという。燈譜は師の名を第三世下に列し、その住地を杏嵒としている。

徧雲性闡（？—一六五八）も同じく三昧に衣鉢を授けら

れ、天界中隱に得法した後、荆南聖水寺の傍に茆を結び、松庵と額してこれに住したが、順治七年荊州玉泉寺に入り、東禪堂を樹てて演法弘律したといい、錫を駐めるもの凡そ一十八処、広く講席を開き士大夫の器重するところとなつた。『玉泉寺志』には、師の小伝を「禪宗志」中に収めているから、燈譜には特に断り書きしてはいないが、禪律兼宗の部に含めてよいであろう。

その他燈譜には記が見えないが、茂林祇に戒を受けた者に湖州白雀寺の弱庵があり、また燈芳清下に守愚宜が湧泉に住したとして名を留めているのは、師の澄芳が福州鼓山に住したその後を受けたものとみられる。<sup>(18)</sup> ただ古祖下第三世の律祖については、見月を除いて伝歴を詳らにしない者が多いう。

第三世代において一門の領袖の位置を占める者としては見月（一六〇一—一六七九）を措いて他にない。師諱は讀體、滇南白鹿郡許氏の出で、生まれて神敏、遊覽を好み、絵事を善くし、至る所の山水の佳處に墨妙を留め、最も大士像を画くのに工みであったという。父母が早逝したが、官途に就くを欲せず、黃冠となつたが、一老僧より華嚴經

を授けられ、これを披閱して悟るところあり、寶洪山亮如に度を求め、南嶽に入つて顥愚衡（一五七九—一六四六）に參じ、程なく代つて演法した後、破額、馮茂に登つて諸祖の道場を礼し、九華、五台の諸名を歷遊し、三昧に海庵に円具したが、幾ばくもなく代座して梵網を講じて後学を教誡し、道詣日に高きを加え、広く律藏を繙いて直に根源を究めんとした。順治二年<sup>(20)</sup>、三昧は化を遷すに先立つて衣鉢を師に付した。師は三年を経て十条の規約を立て、衆と共に制を守り、授戒等の規模法範のすべてを律藏に按え、難行難忍の事を為したのである。かくて世人はみな師を南山の再出と称えた。

師は心を以て戒体となし、自ら般舟三昧を修して衆の標榜となり、九十日の間、昼夜に壁立し、坐臥せず傍倚せざるもの兩度に及んだ。結界立壇すること十六年、久しき水難を慮り、石壇の僧級なるを建て、周りに欄楯を重ねた。檀殿は莊嚴を極め、開基の夜交光五色を感じ、直に宵漢に冲する等の事があつたと伝えられる。康熙十一年、江南の飢饉には粥を賑恤すること五十余日、数万の人を活かし、錫を振つて教化に従うや、供養致祝福報の盛は、世に未曾

有と称されている。康熙十八年、衣鉢を以て定庵に付し座逝した。世寿七十九。戒を開くもの七十余期、戒弟は了に数万計<sup>(21)</sup>、師の伝歴は、御史李模の手に成る塔銘、方亨成、および尤侗が撰した「見月和尚傳」等によつて窺い知ることができる。なお『律宗燈譜』は概ね方公撰の伝に依拠している。他に『正源略集』卷八、『新續高僧傳』卷二十九、『演釋記』卷三、蔣維喬、陳垣氏等による研究が存する。

## 二 古祖下第四世の律祖

燈譜は、北京愍忠寺太空性滿に受具した萬鍾が廣濟第二代の住持となつたことを伝えている。廣濟寺は北京内城の西に在つた古刹で、宋末の創建にかかり、初め西劉村寺を称したが元末の兵乱によつて廃墟と化し、明の憲宗の代に重建せられ、額を弘慈廣濟と賜うた。萬鍾祿は順天府大興県の人で興隆庵の天開に就いて祝髮したとされている。『廣濟寺新志』卷中には、萬中祿の小伝を收めるが、本貫も同じ順天・大興で、幼にして興隆庵に祝髮したというから、これらは同一人の事跡を延べたものとみられるのである。新續も萬中と記し、伝歴も寺志にいうところと大同小

異である。福聚の会下に萬鍾海祿なる者があつたとせられるから、これと混同されたとも考えられるが確言し得ない。<sup>(23)</sup> 寺志、僧伝の記に従つて、しばらく萬中と記することにする。燈譜は続いて、道光正會が玉光に受具した後、廣濟第三代となるとしているが、古祖派も第三、第四代では輩字も確定していないから、この時点には未だ演派の事も行われていなかつたようで、住持の承繼次第、師資の関係にも分明ならざる点が散見せられる。前述した太空の如きも古心に受具したといわれているが、別に大會の心印を得たとされており、古祖派以前に京師に存した禪律の伝灯を承けられた者とみられ、大會海祖派として分流を成している。これが古祖派と結びつけられたのは、教界に古祖派の優位が搖るぎなきものとなつてからのことであろう。

祖庭は古心の滅後、隱微を経て第二代印含の会下に覺縁諱、淵源泉等の龍象を出し、相承けて法席を董したが、蜀僧の変に難事を打解し、順治五年冬、長安增（？—一六五二）が當道の請に応じて席し、戒香を伝えた。なお『鳳山同戒錄』に載せる歴代の譜には、長安の名を逸している。<sup>(24)</sup> 成拙德（一六〇六—一六八一）は、諸方に名宿を歴訪し

た後、徽州の黃山に入つて結茆し、崇禎十二年、三昧が寶華の席を主ると聞き、往いて之に戒を得たといい、輩字は三昧下に多い性字に依つて、途に繁昌に出で、縉素の一日黃山の旧隱に帰らんとして、途に繁昌に出で、縉素の請に応じて雲居に卓錫し、また請われて南華の千佛院、鳳陽の大洪、石梁の石林等の諸寺に伝戒した。師は雍正十二年、香岩の李公の請を容れて天隆古寺重興の事に当たり、見月ならびに衆壇に懇請されて天隆の席を主り、以後毎年春冬に伝戒を為したが、偶、戒香庵を過りここに寂した。<sup>(25)</sup> 湛一澄（一六一六—一六八四）は、洞門の崇乳密（一五八八—一六五八）に受具した後、正觀に就いて賢首の教を習い、袁浦の慈雲庵に住した。ついで濟家の巨匠報恩玉林琇公（一六一四—一六七五）に参じ、寶華の千華社に入り見月の下で詳しく戒律を学び、順治十一年、宿遷智恒等の請に応じて極樂庵に住し、戒を伝え度人の行に任じた。<sup>(26)</sup> かくて壇施日に聚まり、広く田産を置くを得、遂に巍然たる大叢林を成するに至つた。康熙の間、極樂には常住已に千指を超ゆるの盛況であつたと伝えられている。<sup>(27)</sup>

古祖一門は、性澄の代に至つて、広く江蘇の東北一円の地に化を拡げ、飛躍的發展を遂げることとなつたが、それはこれらの地域が運河に沿つた交易の要衝に当たり、當時急速な發展を示した商業と、これに関わる漕運業の盛況に支えられ、多くの有力な檀越の後援を得ることができたことによるとみられるのである。この前後の時期に、寺庵の創建されるものの数も漸く増加の兆しを見せており、性澄

が洞晤山の五花頂に創した全湖庵にも以後律師の歴住するところとなり、世に著れることとなつた。<sup>(30)</sup>

靜觀書禎（一六一九—一六八九）は、三昧に戒を受けたが、講肆を歴訪し、禪門を叩き、禪教の諸匠に法器たるを認められたが、結局律學に帰した。三昧の滅後服喪の期を経て虞山に錫を駐めたが、異蹟を著し、三吳に廣く名を知られるに至つた。見月の弘戒するや教授、羯磨として久しう之を補佐したが、のち楚州湖心に卓錫し、睢寧普濟、淮陰準提、山陽大悲院等に伝戒ないし説戒し、一旦見月に迎えられて山に還つたが、淮郡淨土禪林の法席を主り、京口の避風館に説戒した。見月の寂するに及んで帰山したが、程なく廣陵五臺律院の請に応じ、春冬伝戒の事に当たり、

得戒者千余を數えたといふ。『隨機羯磨疏鈔』等、一一九卷の著作がある。<sup>(31)</sup>

定庵德基（一六三四—一七〇〇）はもと閩の莆田の出で、俗姓は林氏。明初その先、徽郡の守となり治績あり、休寧臨溪里に葬られ、以後これに家す。若くして人の金剛經を誦するを聞いて出世の志を発し、以後この經を持して止まず、苦海を出離せんとして親を辞し姑蘇に下り、寶林寺竹懷について祝髮、左右に侍して歳未だ周せざるに、一日寶華に登つて戒を受け里に帰らんとする者に会い、自ら切に戒を求め、華山に至つて見月に戒を受けられた。それより一意諸大律部を研習して玄奥に入るを得、康熙九年、初めて引禮の列に加えられ、次いで教授に任せられた。見月滅に臨んで師に戒本衣鉢を授け、後事を託した。繼席するに及び、一・両年を出でずして師の声名大いに世に振うに至つた。饑民救済の事に当たつたのは康熙十三年というから、寶華に住する以前であろう。康熙二十二年、先に昧素が闡戒した杭州昭慶寺の請を受けて大いに戒學を弘め、期畢つて後、止まつて永く住せんことを請われたが、同學宜潔に代わつて処を補わしめた。師は康熙三十九年微疾を示し、

紫衣戒本を以て松隱義に付して法席を嘱し、坐化した。寿六十有七。郡邑の善信は挙つて師の徳望を仰ぎ、門弟三十人を数え、何れも錚々として一時に法響を嗣ぐに足る者とされている。目録にはこれに四人を加え、計四十一人の名を列ねている。著に『毘尼關要』等、総じて四十二巻があり、後昆の研学に便している。<sup>(32)</sup>

慧宗書秀（一六四四—一六九九）は、見月の門に入り授記されて後、蘇州府吳県の獅林寺に入つて木叉を講じ、次いで楓江の慈泰、西園戒幢律院、崑山の放生および玉泉寺の席を董したが、義解明律を能くする知行合一の者と目され敬重を加えられた。

同学の宜潔書王（一六四五—一七二二）は、定庵が説戒を請われて昭慶に赴くに随行し、定庵が寶華に帰つた後もここに錫を駐めて弘戒の事に任じた。昭慶には曾つて三昧が華山より来つて登壇し、四衆に戒を提唱したことがあるが、書王が住して大いに法輪を転じ、本山に律席を主ること實に二十有八年の長きに及び、古祖一門が湖の北角辺に法化の基盤を確立する端緒をなした。

碧天淨（一六四六—一七〇九）は、見月に受具の後、そ

の侍者となつて服勤すること年あり、律藏に精通していたばかりでなく、兼ねて經論を研めて造詣ことに深しとされている。吳門の程勉卿陸敷の輩、見月に請うて吳下に分化せんことを求めたが、體は師が未だ年少なりしを以て代りに首座葉庵を城西の積善庵に居らしめ、その後を大圓律師が承けた。

該庵は明末の兵燹を蒙つて甚だしく圯廢していた。里中の善士は議して傑出すること尋常ならざる、一世の模範となるべき者を得て、席を主らしめるのでなければ、久遠の功を為すことを得ざらんとの結論に達したという。たまたま書淨が分衛して吳に來至したので善信は弁香を持して師を請し、名を改めて積善律院とした。かくして百度工を興し、山門丈室等諸堂を建立し、大悲閣下に戒壇を築き十有六間の屋を為つたが、そのため優に白金二万を費やしたといわれる。ここにおいて本院は、吳中の叢林に冠たるものとなり、來つて戒を稟ける者、常に数千指を数えるに至り、肅然として争諍なく、衲子の行道上の威儀まことに見るべきものありとせられ、戒を求める者は、「華山に之かずして積善に之く」の風を生じたと伝えられている。燈譜には、

蘇州眞諦寺碧天と書しているが、それは本院がこれより後、康熙四十二年に、〈衍眞諦〉の御書を賜い、之を寺額としたことによる。以後ここに道風いよいよ振うに至つたとされる。<sup>(33)</sup>

獨愚賢も見月の高足の一人で、最も教觀に精しく、深く楞嚴の旨を得た人といわれている。淮安府治の西、湖嘴の古枚里に、僧藍（蘭）孟が創した僧齋館を、漕憲大中丞師公が改めて大悲院となし、師を住持に迎えた。かくして師は広く楚域に教乗を演べ、淮子に戒幢を樹立し、伝戒の儀範については悉く寶華に準じた。本院は獨愚の嗣宏範訓の代、聞思と額を賜い、漸く世に知られるに至つた。燈譜には遡つて獨愚にも聞思の寺号を冠称している。なお師の生卒年は詳らでない。<sup>(34)</sup>

心空學（一一六六〇一）は剃度の後、蕪陰の白衣庵に一心齋について受戒し、従つて徽州黃山<sup>(35)</sup>に入り、慈光寺の監院に補せられた。生壽は三年にして翠微に退居したが、師は再びこれに付して翠微に赴いたとみられる。のち檀越焦、陳氏等の請を容れて翠微に晋進するに及んで、百廢ともに挙げ、順治二年には重建の事が成り<sup>(36)</sup>、さらに順治十七年に

は、大いに律壇を開いて衣鉢を传授した。黃山には先に見月、成拙が隠栖し、次いで大圓、一齋、心空等が補席して戒法を布いた。かくて仙源の律はこの間に漸く新安の地に行われるに至つた。

けだし徽州は、明末から清初にかけて塩業界に大きな影響力をもつていた。いわゆる新安商人発祥の地であるが、奇しくも律宗は、新安、山西および兩淮と商業が發展した地域に進出し、律寺が多く創建され、あるいは重建され化を盛んならしめた。<sup>(37)</sup> それは律宗には、五家七宗勃興期の再現を意図して、演派の盛を競つた明末以降の禪門諸流のように、意氣勢力の争いがなく、その温健中正着実にして真摯な行道の姿勢が、〈誠・実・不欺・廉・信・義〉の徳を重んじ、「賈道」の語を生み出した一部の商人達の氣風に合するところがあり、歓迎され支持されたのではないかと考えられる。<sup>(38)</sup> なお既に元代徽州には、「在地の地主層を中心として緊密な社会関係が形成されていた」といわれており、それに関連して律の宗風が、郷村社会の形成に影響を与えていた徽州の名望家を中心とする社会集団の理念に一致し、これに強く訴えるところがあつた事によるともみ

られるのである。<sup>(39)</sup>逆の觀点からすれば、これは事の相反する二面の真実を表すともいえようが、一般論としては、商人層の華美・奢侈・逸樂の傾向、その対極にあるものとして、律学者の清貧・節儉・精励、そして彼等が目指した韜晦潜修の地道な行き方が魅力あるものとして目に映り、尊敬的のことされたということもあるであろう。

古心の創唱にかかるこの一門の律学は、三昧が承けて能く頽運を拯い、さらに見月が中興に当たつて発展の基盤を築き上げ、第四世から第五世の代にかけて、江蘇の蘇州から淮安の徐州、浙の杭州、安徽の新安方面へ進出して急速な發展を刺、教線を伸張せしめることになるのであるが、とくにこの時期には分灯の諸流が、優に祖庭古林を凌ぐ勢いを示していることが注目される。古祖下第四代律祖達の活動は、正にそのプロローグに当たるものといえよう。

### 三 古祖下代五世の律祖

振寰昭福（一六三四—一六九九）は、廣濟第二代萬中（鍾）禄に戒を受け、座下に在ること凡そ十五年、律学を精研し、康熙二十二年、請に応じて萬中の法席を継いだと

いわれている。第三代は道光會とされるから、その後を襲うたものであろう。振寰は康熙二十五年には旨によつて潭柘岫雲寺の住持となり、中興第一代の律王となつた。師は叢林を主ること十有七年、八座の道場に法門を荷担した。止安超越（一六四二—一七〇二）は、康熙十四年、戒台寺道光會の座下に得戒し、振寰が潭柘に入つて中興の事に任じた際、監院として師を弼けたが、康熙三十八年本山に繼席して中興第二代の祖となり、律虎の称を以て世に知られた。止安については馴虎の奇蹟ありと伝えられる。<sup>(40)</sup>

德彰道林（一六六二—一七二二）は、康熙二十二年、廣濟寺道光律師について円具。のち潭柘に至り、諸職を歴任し、康熙四十一年、命を奉じて潭柘第三代の住持となり、法席を主ること二十余年、興造すること最も多しと讚えられている。

江南の地には、華山の定庵に受具した松隱眞義（一六五九—一七〇七）があり、律学を精究し、常住の公事に率先して務め、序首となるに及んで後進を董事した。師は三宗を兼ね修めんと天台に上つて有道の知識に編參し、一時延かれて京師の延壽寺の住持となり、給孤寺を開戒した後、

寶華に還り定庵の法化を補佐したが、遂に衣鉢戒本を付せられて祖席を継いだ。康熙四十二年、聖駕南巡し、華山に慧居寺の額を賜い、さらに康熙四十六年にも重ねて俯詢を蒙ることがあり、寵賜優隆なるものがあつた。この年に師は、閔縁に後事を嘱して化を遷した。<sup>(44)</sup>

玉文照碩（一六五一—一七二五）は、普濟庵の隱白元に就いて内典を学び、具德禮（一六〇〇—一六六七）に参じて内典を学び、具德禮（一六〇〇—一六六七）に参じたのち、華山に見月に受具した。その会下に典客、引禮等の職を授けられ、江淵の禪講の法筵に列して三學を究めたが、見月の命に従つて本山に帰り、定庵が法席を主るに及んで之を輔弼し、遂に衣偈を付せられた。康熙三十年昭陽<sup>(45)</sup>の緇素の請を受け、興化の般若院に住して廃を起こし、年の伝戒の会には、都て寶華の風規を以て津梁としたといふ。ここに法孫が累代法燈を承継したから、古祖下は維揚の一隅に新たに法化の拠点を加えたこととなる。

眼聞通明（一六六一一七二〇）は、滁州の人で俗姓は李氏。康熙十九年、牛首山宏覺寺忠公に就いて祝髮した後、華山定庵に受具。初め律儀を受け、幾度か請われて講をなし文理を弁析し指帰を綜核したといい、毘尼を苦学すること

と多年、その方面の師とされた。偶々『雲棲法彙』を閲して感ずるところあり、般舟の行を苦修した。定庵は師の法器にして願力の凡ならざるを認め印証し、命じて金陵上元県慈應禪林の法席を主らしめた。かくて道風遠播し、緇白ともに誠を傾けるに至つたと伝えられる。

松柏學徹（一六五三—一七一四）師は少くして洋客の為に賊難を被るの事があつたとされ、誓を立て羅漢寺の顯通に投じて薙染、華山において戒を円かにし、槽廠に入つて力を尽くして苦行をなした。定庵の命によつて内蔵を掌り、さらに教誡を命ぜられたが学衆にその風規を仰望されたといふ。定庵はわが最後の法幢は多く二松に頼ると歎じ、千佛の慧命を付属して、しばらく一方を化して懈倦すぐからず、と諭した。よつて臨清に往いて十方を接待し、また彭城に寶藏院を創し、さらに皇藏峪瑞雲寺に弘戒した後、門人薬屋懿に後事を託して謝世した。

雋叟溥璣（一六六七—一七二七）は昆陵の人で、年二十四にして華山に登り、定庵を礼して具戒を受け、安居して律を学び兼ねて書翰に侍した。康熙三十八年記削せられて尼戒の事義を委較し、ついで遺命を奉じて輔弼すること年

あり、虹州の廣慈庵、釋迦寺の請に赴き伝戒し、期了つて康熙五十四年、鳳郡の縉紳の請を受け大龍興寺<sup>(50)</sup>の方丈を主ること十三年、ここに師が初め来山した時は寺宇傾圮し、荒蕪の区であったが、師は苦心して仏宇を修葺し、方丈、僧寮等を建造し、厨庫器用具備せざるなく、儀範条あるに至つたという。

撫生學倫（一六五六—一七二八）は、浙東海昌の梁氏に出で、年未だ二十に満たざるに父母を喪い、長じて志は仕進にあり、一旦吉安府の永豊邑の守を授けられたが、備に夢に神人の語を感じて、清河の西來庵に薙染し、瑞亭によつて大藏を精研した。師は、人の戒を離れて修行するは足なくして行かんと欲し、翼なくして飛ばんとするがごときであるというを聞いて華山定庵に戒を求めて四分律を持し、願を立て楞嚴、報恩等の經を血書した。また上乘に參ぜんとして、天目、天台に遊び、阿育王塔を礼し、舍利の示現を観るを得、寶華に回つて記勅を蒙り、揚州準提に至り閉關して華嚴經を血書した。功成るや士紳耆舊に請わされて西城の石塔<sup>(51)</sup>に席を主つた。雍正五年、ここに玉石の戒壇を復建し、飯僧田数百畝を置き、樓殿寮廡等を整備するなど石

塔の毘尼の一燈を不滅ならしめた。高弟は二十八人を数えるが、就中朗清和が最も著れている。

檀波性證（一六五九—一七二二）は、江西南昌の左族に出で、京師に遊んで龍華に寓し、德潤について薙準後、寶華に上つて受戒した。定庵に器重せられて法を伝えられたが、剃度師が病に罹り師を招いたので北帰した。德潤は師に龍華の席を主らしめんとしたが、同門の者に之を譲り、保定の三臺村に茆を結び杜多を修した。康熙五十一年、左都揆公<sup>(52)</sup>が師を招いて龍華を主らしめんとしたが、翌年の聖祖六十の万寿祝釐の道場となさんとし、師に請うて方丈を主らしめんと、使者三往したので漸く命に応じた。揆公は俸を捐て梵刹を重新し、上は瑞應の名と、法雲眞際の額を賜うた<sup>(53)</sup>。明くる年万寿期にいたり、登壇して説戒したが道風は四方を動かし景仰せざるはなかつたと伝えられる。法嗣に瑞林暉等三十三人ありとされている。

省愚成慧（一六六五—一七三二）もと婺邑に籍したが、関して華嚴經を血書した。功成るや士紳耆舊に請われて西城の石塔<sup>(51)</sup>に席を主つた。雍正五年、ここに玉石の戒壇を復建し、飯僧田数百畝を置き、樓殿寮廡等を整備するなど石壽國寺に木陳の法孫素文に投じて出家し大藏を精研したが、

戒に非ざれば定なく、定に非ずんば慧なきことを始めて知り、寶華に詣つて定庵について円具した。次いで知識に遍参して心元を契悟し、華山に回つて副寺の職を司り、兼ねて戒堂を理め、定庵に衣鉢を授けられるに至つた。康熙四十年、県主王公等が敦く住持たらんことを請うたので蓮池の方丈に入り、田園を贍い草場を開耕し、殿堂廊蕪等煥然として一新するをみた。また歲毎に行われる安居説戒には悉く祖山の遺訓に遵い、蓮池<sup>(54)</sup>は檀那にとつては樹福の勝地、雲水にとつては養道の祇林と目された。師は見祖の遺訓に遵つて袈裟を以て重しとなし、剃度の子孫を許さず、死後も計を報じ白を掛け、仏制に違う事があつてはならぬと戒諦し、雍正十年端然として西逝した。

明極普智（一六五八—一七三三）は、湖州の文正公<sup>(55)</sup>の後裔で、年十七にして福生庵の自徹により薙染し、寶華の定庵に得戒、または法を付せられた。康熙三十四年、庵を重修せんと、基址を開拓し殿宇を広瀬するなどして福生を東南における名勝の区たらしめた。のち鹿邑の紳士に請われて玉峰の勝蓮庵に入り、数年を経て福生に帰つて静を養い、雍正十一年ここに帰寂した。

桂昌興祥（一六三八—一七二二）は、江西吉安の人、俗姓は熊氏。幼にして静座を好み、根器凡ならずと称されたが、長じて父母を亡くし、北遊して淮郡に至り、菩提社隠名大師について剃度ののち、寶華において見月に具を求め、ついで宿遷極樂庵の湛一澄に依ること十年に及んだ。辞して南詢し報恩通琇に参じたのを始め、幾度か名山大川を流覽し、論議的となつたのは先に見た如くである。のち陵山を回り般舟の行を力め心豁然たるを得た。適々不器なる者が都門より来ることあり。師その機要を探らんとするに、不器が説いて、「念佛は參禪を離れず、參禪は持戒を礙げず。百千の三昧は心地の一法を出でず」というを聞き、師は恍然として、「戒体は圓明にして戒性は空寂なり。反つて本源の寂性を觀ずれば、また滅了して持犯なし。これ即ち心地の法門なり。もし一念の見聞覺知を存せば即ち破戒と名づく、況んや余念をや」と喝破した。不器と性湛はこれを聞いて擊節首肯し、みな師を将来唱導の先覚者たらんといつたと伝えられる。かくして首座に居り、闍黎の位に即き、さらに毘尼を嚴究し、廣律を精研し、服勤すること十年、間々密行多く碑述し難きものありという。康熙二十

三年、性湛が卒し、師はその後を承けて法席を主つたところ、四方より学徒雲集し、日に千指に盈つの盛況を呈したとされている。康熙六十年<sup>〔56〕</sup>、衆を集めて遺戒し畢つて慧徹に衣鉢を付して繼席せしめ、衆に謝して逝く。世寿八十四。廣西の解元劉如晏が銘を撰している。

友曇溥範は、山東兗州嶧県の人。家はもと仕族で少くして儒業に通じた。二十歳の時、僧の説戒を聞き、「是心作佛、是佛是心」の語によつて頓に玄旨を悟り、三皇寺に投じて薙染し、寶華に登つて定庵に戒を得、依止すること五夏、命によつて遍参に従い、宿遷に往いて極樂庵に湛一澄に見えた。性澄はこれを器とし留めて化を輔けしめ、囑して南山を宗とせしめた。それより澄公に侍して錫を南北にし、講經伝戒をなしたが、淮郡の圓明寺において戒期畢つて後、命によつて繼席し、高く法幢を掲げ広く律制を行うこととなつた。師はまたかつて四衆と社を結んで修懺し教觀を講演したことがあつた。先に戒師定庵は師を喚んで、「汝は演教の人なるも律学を兼ねるは好し」といつたとされるから台宗の学にも通じていたようである。師はまた苦行をも修したとされ、遠近等しく帰從した。時に衆人紳士

が護法劉公と共に錫を普應に移さんことを請うたので、飄笠もて自ら随つた。師の行解相応の門庭は嚴謹で、梵宇は鼎新され、殊に釈鑠として老意なし、と伝えられている。燈譜には、師が千華四葉に系がり、極樂を嗣いで第二世となる、と記されているが、性澄、興祥の伝中には、前述したように康熙二十三年に極樂の席を興祥が継いだことがいわれている。さらに興祥は示寂に臨んで嗣法慧徹道福に衣鉢を付し繼席せしめたとされており、承繼の次第は一致するが、その時期について興祥の伝には辛丑（康熙六十年）、道福の伝には辛卯（康熙五十年）の冬、となつていて互いに齟齬が認められる。何れにしても興祥の住山はかなり長期に亘つているから、その間に友曇が極樂の席を董したことも考えられるが、年時事実関係等は確認し得ない。なお普應の席は、友曇範—洞聞徹と次第承繼されている。

靈躍學潛（一六五七—一七四八）は平湖の人で、年十九にして蘇州の眞諦寺に祝髮し、戒を受けた。行を持すること厳密にして寒暑のへだてなく、諸名山を歴遊し、仏祖証道の地を訪い、風味の道を餐い、雪を披して空に伝え、本來を徹悟し自在に帰し、遂に獅林寺に得法して、南山正宗

中興下五世、永寧<sup>(59)</sup>第一代の祖となつた。昆陵にはもと興寧律院が存したが、兵燹に遭い基址は蕩然として数椽の老屋も傾圮してまさに尽きなんとする有様で、前人の勝蹟はその名残さえ留めていなかつた。學潛は旅装にてここを過り惻然として之を閲み、宏く振興を願つて前業を續がんことを思い、朝な夕なに労苦して勤め励み、律法を守つて潔修精進した。ここにおいて遠近翕然として僧衆帰依し、規模式拡にして、高甍廣座の殿宇は鼎新をみ、巍々たる樓上は雷漢に影を薄うし、その下に戒壇を作つて文石を以て囲み、斃は古甕を以つてした。その宏整にして瑰麗、卓然たる大觀は常郡の諸蘭若に未だこれあらざる所と称せられた。

工は康熙四十九年に始められ、乾隆三年に落成をみたというから、優に二十八年の歳月を要したことになる。伝に「眸像金光に倚り、潮音空際に沸く」とあるのも強ち誇張とばかりいえないであろう。師は蘇州獅林の慧宗の嗣であるが、その門に靈躍出でて律宗をして大盛ならしめたといわれており、またその昔程子が戒律の厳整なるを見て、三代の威儀是に在りと歎じたとせられるが、靈公はこれに庶い者と目されている。

利咸學圓（一六六一—一七一八）は、揚州興化の人、甫めてもの言うに能く佛号を誦したとされており、父母は之を異として佛子となるを許したという。師は華山に赴いて定庵に具を求め、就いて律を学び、次いで名宿に遍参した。この頃碧天淨公が姑蘇の眞諦を中興し高く法幢を卓つるに龍象その下に蹴踏した。師が寶華より至るを見て、心甚だ之に契い、親しく侍すること年ありその道を相伝した。書淨が卒するに及んで眞諦第二世となり、後昆を啓迪すること一十三年、碧祖が創業を師が承けて守成し、遍ねく世に戒光を照らし法沢に霑さしめた、よつて善繼善述の者と称されている。

廣範溥訓は射陵の人で、幼にして近邑の延壽寺に依つて僧となり、ほぼ經典を習い、すこぶる吟詠を解し、語を出せば天成すという有様で、人これを異としたという。年二十にして獨愚賢公が楚州に弘法するに会い、登壇して具を円かにし、律部を精研し梵文を博綜した。師は、律學厳なりといえども心宗を究めざるべからずとなし、出でて名宿に参じ、碧巖を吳門に識り性縁契合して遂に首座に挙げられ、龍蛇を棒下に験し龜兎を鏡下に弁じた。大事を明らめ

た後、擇<sup>(61)</sup>を太平山の陽に旋らし、茆を縛して庵となして処り、ここに於て偈を占したが、よく道を現し音もまた古に入るとして、この詩詞が人びとの間に伝誦され、名声は両淮に弘播するに至つた。ついで獨愚が北上するにより、僧に命じて師の帰院を促し、院事を監理せしめんとした。師は力めて常住を衛り往来を接待したが、獨愚の訃<sup>(62)</sup>至るに及んで命によつて正位に就いた。

聖祖が南巡された際、師は袁浦に駕を接し、召見せられて奏対したが、機に応じて宸衷大いに悦び、廣陵の茱萸湾に扈に隨い、命によつて韻に和し、御書の聞思の額および金剛經を賜わり山に還つた。師はこの年の夏、微疾を示し衆を辭して逝去した。生卒年は詳らかにしないが、南巡が康熙四十四年のそれを指すとすれば、この年の五月の寂ということになる。

蓮城寂融は宛陵の望族に出で、生まれながらにして福相を具え、幼にして性敏悟、つとに詩書を好み、長じては澹泊に甘んじ、志を清浄に帰するに至り、遂に益念大師に投じて剃落、心を教典に殫くし、通貫せざるはなかつたといふ。年二十、華山に見月に具足戒を受け、随侍すること年あり、期了つて彭城に之き、雲崖が塔山に老荘を談ずるにあり、大いに器重せられたが、事を以て辞し帰り、徽州翠微に心空學を礼した。<sup>(64)</sup>これより師資の道契合し、両ながら相印許し、毘尼を伝えられ法衣を授かつた。師は刻苦して心に銘し、行持に勉め、韻松嶺の頂きに一亭を築き、湯茗を具えて行者を利済した。邑宰陳公は聞いて之を敬い、韻松の西郷を主らんことを請い、また檀越は翠微に錫を駐めんことを乞うた。ここに道化広く延び勝会遮るなく、両地の戒法一時に興起するに至つた。師には祭祀に当たつて鹿の牲を止めしめたとの事蹟が存する。晩年韻松に帰り、縉紳君子等と詩賦を往還し、贈答の際、間々機に随つて化導を為した。邑主王公は弁香を禪室に起て師に供養したと伝えられる。年八十を超えて、その鶴髪童顔は、敬意的となつたようであるが、生卒年は不詳である。

藏林海華（一六〇八—一六七九）師は古甬元<sup>(65)</sup>県の鄧氏の子で、生誕の初めより仏門との宿縁ありとせられ、仏の庇護を祈るべしとて、里南の大聖寺心融に法名を求め、華藏林の風霜を畏るるなきに因んで藏林を以て名となし、就いて祝髮した。時に隆野が夏邑に弘法したのでその法席に列なり、期了つて彭城に之き、雲崖が塔山に老荘を談ずるに

値う。衆はこれを異としたが、師は、内外の二学は表裏すべきもので一方に偏すべからざるものであり、道が大成するは大海が百川を納めて同一塩味なるが如きであるとし、衆はよく師の説を易えるを得なかつたとされている。次いで壊外に周遊し、天中を循歷して、凡そ達哲邵英とせられる者には悉く訪観した。師は平生、禪林・縉門二訓の書を珍重し、これを熟読博討しただけではなく期を志して力行し、世に法門の偉器と称された。たまたま祇峰法主が古徐の功德林に楞嚴の旨を闡明すると聞き、遠く往いて研窮すること数ヶ月に及ぶも無疑なる能わず、<sup>(66)</sup> 笈を負い南下して金陵に抵り、月潭大師に圓覺に参じて初めて前疑冰釈するを得た。また碧峰大師が慈應に説法するに遇い、会に投じて代座を命ぜられた。師は法門は重大にして行に非ざれば結すべからざるを念い、同志と普惠寺前において力めて炊汲を繰り、広く茶縁を植えたという。崇禎十年、戒を古林印含に請い、座下に在つて記録の事を掌り、翰章詩模代つて裁治し、雅鍊せざるはなかつたと伝えられる。

時に剃度師心融が南詢し、師を掖いて共に行かんとした。印含は師に、「律はこれ慧の基である。智に非ずんば奉ぜ

ず。学未だ臘に彌らざるにあに他事を宜しとせん」と説いた。師は心融の命に違うことせず、同じく天童の密雲の許に詣つた。禪師は、父母未生以前の話を看せしめたが、僅か数ヶ月にして心融が病を得たので、師はこれを扶け帰らんとした処、心融は程なく長逝した。その後印含が楚から帰つたので、師は同志数人と古林に詣り戒を求めた。印含の寂後に覺縁が師を維那に除したが、次年の安居に師は頓に群疑を破するを得たという。順治三年、西竺老人が碧峰に居り、師を學德戒行ともに備えた人天の師表たるべき者として推称したが、相見の機には恵まれなかつたようである。

師はこの年秋古林に回り、覺縁の命により闍黎に任じ、また幽棲に之き、靈峰藕益<sup>(67)</sup>が千日の期に値い、淵源泉が古林を主るに及んで師を迎えて毘尼二持を説かしめること九十日、畢つて親恩の極まりなきを念い、寧の永城に帰らんとした。その頃心休なる老宿が師に楞嚴を説かんことを請い、四方の学者の雲集を見た。順治五年、古林は蜀僧の変に遭遇したが淵源泉が西瞿等を逐い、長安増が祖閥を鎮め、その下で師は教授に任じた。師は順治九年長安より方丈を

付せられ<sup>(68)</sup>、説戒講經し外請に赴き、時機に応じて殿堂寮舎を修造し、園地山場を置き、自ら傭作をなした。師は康熙十八年に入滅し、燈譜は寿臘を不詳とするが、ここにはしばらく『新續高僧傳』の記によつて之を補う。

杭州の昭慶律寺には、遠く慧遠の白蓮社の伝統に連なる西湖淨社、華嚴淨行社、遅れて法華社等が存したことが知られている。宋代永智によつて戒壇が創せられて後、伝律がなされたが、明代嘉靖の初め、一旦開壇が罷められるのがなされたが、その間伽藍はしばしば火に燬け、修建が繰り返しがあり、その間伽藍はしばしば火に燬け、修建が繰り返されてきた。

明末に古心律師、次いで三昧律師が来至して説戒してから、この一門との法縁を生じ、康熙三十九年、見下門下の宜潔玉が萬壽戒壇を創して開壇受戒し、以後古祖派の律の道風に靡くこととなつた。古祖下第五世では、澄如、徳先、大聞、阿諾等の存在が知られている。

明末に古心律師、次いで三昧律師が来至して説戒してから、この一門との法縁を生じ、康熙三十九年、見下門下の

寺門興復の業が未だ備わらざるところにおいて、力めて補益を為し、崇壇高閣、巍然として巨觀を現するに至つた。  
徳先隨道（一六六三一一七二四）は石門の人。幼にして餘杭龍泉寺の履初に度を得、宣潔について戒を受け、以後久しく昭慶に居り、常に羯磨の職を奉じ、身を持すること端肅にして、学人の依止する者、等しく仰いで高風を企み、毘尼に稟問あればみな原委を綜核して<sup>(69)</sup>大法を示し、瓶の水を瀉ぐが如くであつたといわれている。<sup>(70)</sup>

大聞明學は宜潔に嗣ぎ、昭慶の法席を主つたとせられるが、伝歴は詳らかでない。ただ徳先と同じく、塔所が昭慶

の青芝塲にあつたという。

阿諾文惺は湘潭の人、俗姓は周氏、清涼寺に祝髮し、初め文字に曉くなかったが、一旦豁然たるを得てより、兼ねて文芸を解し、法語はみな正証を得るに至つたとされている。席を南嶽の曉霞峰に開き、のち嶽麓に繼席して、日々学徒と第一義諦を研窮し、また法華經を箋釈した。著に『嶽麓雜詠』『曉霞晚集』『阿諾語錄』三卷等がある。<sup>(71)</sup>師が見月に嗣いだ彌嵩に得法したとは、嵩公の略伝にいうところであるが、『律宗燈譜』には列次されていない。

澄如福溶（一六五四一一七三七）は、仁和の薛氏に出で、西湖瑞雲庵の鏡傳に投じて度を受け、宜潔に従つて授けられた。従つて巾瓶を侍すること年あり、常に伝戒の綱維に任じたが、遂に師の付嘱を蒙り、雍正三年、繼いで寺席を主り、

注

学教養部紀要 第二八卷第二号。

(1) 『律宗燈譜』卷一一四〇。輔仁友『律門祖庭彙誌』律祖事蹟八一b。

(2) 山西省太原府五臺山、中臺下楊林街大顯通寺の名で知られる大刹。『清涼山志』卷一一五。(印光重修本)

(3) 天隆極樂寺、江寧府安德門外安德鄉西。城を距てること二里許りの地。印含、蓮宗の二師も寂後ここに建塔。

(4) 古祖下香雪潤が住した毘陵天寧か。

(5) 蘇州にあり。萬曆四十三年、古心ここに説戒。

(6) 蘊空は三義庵に分灯したが、古林に説戒一期の後、靜室に退帰したといい、大圓も古林を主持したが、雲鳳山香水寺に帰つたとされている。

(7) 天啓六年、縁中普經はここに受戒。崇禎八年、茂林は西園九都の戒幢律院に晋住した。

(8) 字は東滄、号は金剛。萬曆中、荆楚淮陽に伝戒、名末に卒す。寿六十有九。

(9) 大會、澄芳については、拙稿「明末以降における律宗の發展」『愛知学院大学紀要』第三八卷第一号、一二四六頁参照。

(10) 『新續高僧傳』卷二十八、『大昭慶律寺志』卷八。佛教大藏經所収本。

(11) 『新續高僧傳』卷二十八、『演釋記』卷二。『雞足山志』卷六。

(12) 前掲拙稿「明末以降における律宗の發展」『愛知学院大

(13) 『武進天寧寺志』卷一一一。(中國佛寺志所収本)

(14) 『新續高僧傳』卷二十九、明律篇第四之三。

(15) 『律宗燈譜』卷四一五〇、藏林の条参照。

(16) 龍潭を称する仏寺として主要なもの三ヶ寺が挙げられる。一は、河南省彰德府臨潭県西南四十里。二は、河南省河南府新安縣治のそれ。三は、山東省東昌府臨清縣西にあるもの。江名として、江西省袁州府萬載県東北、山名に、江蘇省泰県東北在のそれがある。『中州金石記』によれば、河南省懷慶府濟源縣の龍潭寺に尊勝經幢が存したという。『石刻資料新編』一一一八・一二七九〇。拙稿「律門法化の地域的展開」『愛知学院大学禪研究所紀要』一三二号、三の注(3)。

(17) 拙著『明清佛教教團史研究』第六章第三節 律祖としての願雲戒顯。

(18) 『現果隨錄』正續藏經 一一一乙二二一三、二五一b。

(19) 『律門祖庭彙誌』一〇頁、『增訂佛祖道影』卷四一六四六。なお古心およびこの一門に有縁の地、五台山にも湧泉寺が存在したので注意する必要がある。

(20) 三年は師が服喪した期間に当たるのであろう。『羯磨儀式』卷上。

(21) 戒子一千四百人、堂食三萬指とは、尤侗撰、見月の伝にいうところであり、陳垣の『明季滇黔佛教考』にも引用されている。

- (22) 『寶華山志』（中國佛寺志所収本）卷七一一、および卷一二一一七以下、また見月の『一夢漫言』等。
- (23) 廣濟、潭柘両寺志とも萬中と記している。一方燈譜は、その嗣振寰の伝中にも萬鍾とする。
- (24) 『律宗燈譜』は、道光を第三代としているが、玉光の伝中に、世祖が廣濟寺に幸した際、「住持德光入報曰<sup>云々</sup>」と見え、徳光の伝中にも師が山門を總持したことがいわれている。ただ順治十三年の時点、徳光が廣濟の住持であつたとするのは事実と認め難いのであり、監院であつたとするのが妥当であろう。また徳光の伝中に、「雲光師得<sup>レ</sup>主<sup>二</sup>方丈<sup>一</sup>」の一文が見え、別に尊宿の項に、「雲光師精<sup>ニ</sup>持毘尼<sup>一</sup>歷<sup>二</sup>任羯磨<sup>一</sup>曾<sup>ニ</sup>演<sup>レ</sup>律於寺<sup>一</sup>後歸<sup>ニ</sup>盤山<sup>一</sup>不知<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>終<sup>ニ</sup>」と記されている。雲光は、徳光以外該當する者を見出し難い、この頃京師の叢林には、なお禪律未分の伝統的勢力と、新興の一派たる古祖系との交替期に際会していたとみられるのであり、同一寺内で世代が別に立てられていたとも考えられる。従つて統一した法燈と解すると牽強附会に陥る恐れがある。
- (25) 德光の同學、天孚湛祐は、臨濟第三十三世を称している。恐らく京師の禪門叢林に存した律の法燈を併せ継承するものであろう。その法系は、牧雲問——天樹植——天孚祐と繋がる。
- (26) 『律宗燈譜』には、師が受具したのは崇禎十二年で、時に年三十三であつたという。これによれば一六〇七年の生まれということになるが、伝には辛酉七十六歳寂と見えるから、

表記の如き年時となる。

- (27) 『南山宗統』卷五、『律宗燈譜』卷三に略伝が収録されている。なお『新續高僧傳』には無録である。
- (28) 宿遷は、明代には淮安府邳州に属したが、清代に徐州が府に上せられて以後、徐州府に隸した。
- (29) 庵は徐州宿遷縣治北馬陵山に在りとされる。清 朱忻修『同治徐州府志』一八下一三九。明復師『中國佛學人名辭典』附件(二)曆代塔寺道場略誌一三七頁。
- (30) 『律宗燈譜』卷三一五四、『新續高僧傳』卷二九参照。
- (31) 『新續高僧傳』卷二十九に立伝を見る。
- (32) 『律宗燈譜』卷三一四十九、『寶華山志』卷五一一二。
- (33) 『大昭慶律寺志』卷八一九、『新續高僧傳』卷二九。
- (34) 清 李銘皖等修『蘇州府志』卷四一一一。
- (35) 『律宗燈譜』卷三一三三、『新續高僧傳』卷二九。
- (36) 安徽省徽州府歙縣西北にあり。また、黃嶽ともいう。主峰は寧國府太平県、徽州歙縣の間にあり。慈光寺はその朱砂峰下。
- (37) 『アジア歴史事典』5、「新安商人」の項参照。
- (38) 余英時『中國近世宗教倫理與商人精神』一一五、一二七、一四〇頁等参照。
- (39) 中島樂章「徽州の地域名望家と明代の老人制」『東方學』

第九〇輯、九一頁以下。

(40) 桂昌祥公が入道の初め、名山大川を遊歴し、流覽を事としたのに對し、韜跡潛修せずして奔走風塵なるは、清淨寂滅の志に非ざるに似たり、と非難されたことが師の伝中に見えている。『律宗燈譜』卷四一二九。

(41) 順天府大興県、旧都の西七十里、馬鞍山の西にあり。『光緒順天府志』2・卷一七一三七。『帝京景物略』卷之七、西山下等による。

(42) 道光の伝中に、「應宗師府萬壽戒壇兩期[云々]」と見えている。なお萬壽戒壇は馬鞍山に在り。『帝京景物略』卷之七、西山下、戒壇の項。『光緒順天府志』2・一七一三六。それは恐らく師が廣濟に入院する以前のことであろう。

(43) 『潭柘山志』卷一一三三。

(44) 『律宗燈譜』の他、何れの志にも師の示寂の年時を記していないが、翠華が本山に幸した康熙四十六年夏から、凡そ五旬を過ぎて卒したものようである。

(45) 江蘇省揚州府興化県北窟莊にあり。初め邑人許之萼なる者、僧玉文と同じくこれを建つ。

(47) 江蘇省江寧府東、麒麟門外、龍潭大道にあり。見月が創建し、ここに伝戒。古林に近接した所。

(48) 定庵会下の一松とは、松柏徹と松隱義の二師を指す。

(49) 江蘇省徐州府蕭縣東南七十里にあり。また黃桑峪と書し、

単に皇藏寺ともいう。前掲『徐州府志』卷一八一中・一〇。

(50) 安徽省鳳陽府東三里にあり。但し鳳山は府治の北にありとされている。

(51) 江蘇省揚州府江都県治西にあり。古く木蘭禪院と称した。

(52) 字は愷功、康熙中官は左都御史に至る。文瑞と謚せられた。著に、『益戒堂詩集』『雞助集』等あり。生卒年は一六七四?—一七一七。Arthur W. Hummel, Eminent Chinese of the

Ching Period. Taipei, 1970. pp. 430-431.

(53) 北京内城德勝門簪兒衞衛にあり。明成化三年萬貴創建、憲宗寺額を〈龍華〉と賜う。康熙五十二年、勅を奉じて瑞應と改む。石刻の聖祖御製文光果詩、吏部侍郎湯右曾撰碑あり。『帝京景物略』卷之一、城北内外。『光緒順天府志』2・一六一三七。内城寺觀の條。

(54) 江蘇省揚州府寶應縣城東門外一里にあり。懶雲禪師創建、度愚昌智が堂宇を鼎新した。『寶應縣志』卷二。

(55) 俗姓范氏とされているから文正公は仲淹（九九〇—一〇五三）のことであるとも考えられるが、仲淹は蘇州府吳県の人であるという。

(56) 『律宗燈譜』は〈辛丑〉と干支のみ記すが、『新續高僧傳』には年時を明記する。今はこれによる。

(57) 江蘇省淮安府清江浦西北にあり。『淮安府志』卷四六一一一。

(58) 慧徹が興祥の後を継いだとは伝にいふところであるから、

古祖派の諸律祖行業記略(一) (長谷部)

仮に友曇が極樂に住したものとすれば、興祥の二十七年ないし三十年に及ぶ主席の途中の或る時間とみなければなるまい。

(59) 江蘇省常州府城東南三十五里にあり。

(60) この条は、「見師が寶華より來り」と解することもできようが、既に見月は、先に此處に葉庵、大圓を相次いで送り込み、代って化を挙げさせており、短期間説戒をなすことはあつても、「有年」とせられるほど長く弘律に従事したとも思えない。

(61) 文意不詳なるあり。「擇」は「錫」の誤植か。『律宗燈譜』卷四一八五、『新續高僧傳』卷三〇。新續は「因」の語に置き換える。

(62) 獨愚は、京師圓光寺法輪演の招きに応じ北上したものと云うで、弘範に師命を伝えたのも、またこの人であつたとみられる。

(63) 前記のごとく淮安府西湖嘴にあり。宋代に創建され、大悲院と称した。康熙四十四年、聖祖南巡の際に幸し、勅して聞思と改めしめた。『江南通志』卷四六一寺觀一、『淮安府志』卷二二一六四。

(64) 黃山三十六蓮峰の一、翠微峰(海拔一五八九米)下にあり。順治二年、心空學峰麓にあり、庵を重建した。閔麟嗣『黃山志』卷二二一、三。

(65) 甬元は、相當する地域を特定し得ないが、『新續高僧傳』には「宿人」と記されている。宿州は安徽省鳳陽府宿縣北、

符離に治す。甬橋は、安徽省宿縣北二十里にありとされる。伝によつて師の活動範囲を見るに、夏邑は河南省歸德府にあり。省親の為に帰らんとしたという永城も歸德府にあり。宿州にも近接した地である。

(66) 『律宗燈譜』は「拜」に作る。ここには『新續高僧傳』の記に従う。

(67) 『律宗燈譜』は「藕」を「萬」に作る。

(68) 『古林律寺同戒錄』(中華民國十年春期)序文中、師を印含に次いで第三代に列している。印含の後に、覺縁、淵源泉、長安增等の諸師が脱漏しているとみられる。この間古林は多事多難であつたらしく、住持の交替も激しく、各師繼席の年時、世代順等確定し難いところがある。

(69) 因みに原文には「皆綜原委」とあり。本末をすべ括つて明らかにする、の意であろう。ここには少しく語を補う。

(70) 上記澄如、德先の伝は、共に『律宗燈譜』に載せず。『新續高僧傳』卷三一、『大昭慶律寺志』卷八等に見える。

(71) 『新續高僧傳』卷六四参照。